

一般社団法人照明学会(2019年度) 役員業務分担

	役 職	退 任 者	留 任 者	新 任 者
代表理事	会 長	井 上 容 子	---	豊 島 久 則
	副 会 長	入 倉 隆	木 村 正 之 (代行順位1) 大 塚 倫 生 (代行順位2)	岩 田 利 枝 (代行順位3)
理事	総務理事	天 満 孝 昌	☆篠 田 之 孝 (代行順位4)	小 島 修 (代行順位5)
	会計理事	岡 本 孝 人	☆穂 積 順 一	岩 井 彌
	編集出版理事	京 藤 伸 弘	☆村 上 克 介	小 平 恭 宏
	研究調査理事	明 石 行 生 (北陸支部長)	☆鈴 木 広 隆 (関西支部長)	佐 藤 孝 紀 (北海道支部長)
	教育普及理事	岡 沼 信 一 (東北支部長)	☆原 直 也	長 田 洋 (東北支部長)
	支部担当理事	佐 藤 孝 紀 (北海道支部長)	☆山 形 幸 彦 (九州支部長)	宮 下 智 裕 (北陸支部長)
		神 野 雅 文 (四国支部長)	田 中 武 (中国支部長)	神 野 雅 文 (四国支部長)
	分科会担当理事	安 田 丈 夫 (東京支部長)	☆川 上 養 一	吉 澤 望 (東京支部長)
特命担当理事	岩 井 彌	☆小 松 義 典 (東海支部長)	北 村 薫 子	
監事	監 事	古 莊 雅 生	丸 山 辰 雄	入 倉 隆

注記: 太字は代表理事、☆印業務執行理事、

定款第22条

- 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、8名以内を業務執行理事とする。
- 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする

定款第33条 理事会は、会長が招集する。

- 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順番により他の理事が理事会を招集する。

規則第12条 定款第22条の会長、副会長以外、次の理事を置く。

- (1) 総務理事 2名、(2) 会計理事 2名、(3) 編集出版理事 2名、(4) 研究調査理事 2名
- (5) 教育普及理事 2名、(6) 支部担当理事 4名、(7) 分科会担当理事 2名、(8) 特命担当理事 2名以内

規則第14条2. 各業務担当理事から少なくとも1名、業務執行理事を選定する